

国内販路開拓支援事業（技術交流会）の実施方針

制定 平成26年8月1日

改訂 平成30年1月16日

ものづくり産業振興課

1 目的

国内販路開拓支援事業（技術交流会）は、三重県内のものづくり中小企業・小規模企業等（以下「県内企業」という。）の新たな取引先（受注先）開拓を支援するとともに、県内企業と川下企業（発注企業）とのネットワークの構築・強化を図ることを目的とする。

2 技術交流会の実施方法

技術交流会は、県内企業の製品、技術、サービス等を川下企業に売り込むため、県があらかじめ特定の川下企業の発注ニーズを把握し、そのニーズに提案できる県内企業を公募して、下記的方式で開催するものとする。

（1）個別面談会方式

県内企業が川下企業に出張し、一対一で個別面談会を行うもの

（2）展示会方式

県内企業が川下企業を会場に、製品や技術、サービスを展示する展示会を行うもの

（3）その他の方式

川下企業によるニーズ説明会や工場見学会、加工技術相談会、ものづくり集積地の中小企業群との交流会等、本事業の目的達成に効果的な実施方法

（4）費用等

技術交流会への参加は原則として無料とする。ただし、会場費や展示ブース設営費等の費用が発生する場合は、実費相当分を参加者から徴収することができる。

3 川下企業の選定方針

技術交流会の開催先となる川下企業は下記のいずれかに該当し、経営状態が良好であって、県内企業との取引が健全かつ安定的に行える企業とする。

（1）生産量の拡大等により、資材調達や加工外注、製造設備等に関して新たな具体的発注ニーズを有している企業

（2）新商品や新技術の開発・設計、試作等に関して、具体的発注ニーズを有している企業

（3）取引先の多様化等の理由により、新たに県内企業との交流を希望している企業

4 県内企業の選定方針

（1）技術交流会に参加できる県内企業は、県内に事業所（工場等）を有する企業とし、原則として三重県公式ウェブサイト等で周知して募集する。

（2）参加する県内企業の選定は、事業内容や保有技術等を勘案するとともに、川下企業

の意向も考慮したうえで、県が公正公平に実施するものとする。

5 開催後のフォロー

県は、技術交流会を実施した後も定期的に商談の進捗状況を把握し、必要に応じて、県内企業に対し成約に向けた技術支援や経営支援を行うものとする。

6 企業情報の取扱い

県は、この事業において収集した川下企業及び県内企業の経営や技術に関する情報を、三重県情報公開条例に従って適正に取扱うものとする。

ただし、県内企業の企業概要等については、当該企業の事前了解を得たうえで、企業技術紹介冊子に掲載する等により、外部PRに活用できるものとする。